

岩手県告示第299号

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）別表第7の49の項及び51の項の知事が別に定める者は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関とする。

平成28年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也